

静岡県公立大学法人

平成22年度 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

- ・ キャリア支援センター、男女共同参画推進センターをはじめとするセンター等が開講する全学共通科目について 教務委員会の担当部会で教育の内容を検証し、カリキュラムの見直しと充実を図る。

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・ 問題発見解決型能力を醸成する4～6年次配当の総合薬学研究及び総合薬科学研究のカリキュラムを継続して整備する。
- ・ 薬学共用試験[OSCE (Objective Structured Clinical Examination:客観的臨床能力試験) 及び CBT (Computer Based Test)]の受験者全員の合格を目指し、総合的支援システムの充実を引き続き図る。
- ・ 6年制薬学教育の実務実習カリキュラムを実施し、その検証と整備を行う。
- ・ 平成23年度からの新制度の薬剤師国家試験支援システムを構築する。
- ・ 薬学教育(6年制)第三者評価基準に基づく自己評価を引き続き実施し、シラバスの更なる検討及び学生による評価の活用を図る。
- ・ 薬科学科の特色あるカリキュラム構築のための検討を行う。

[食品栄養科学部]

- ・ 食品栄養科学部、食品生命科学科、栄養生命科学科それぞれの、詳細な理念・目的・教育目標をパンフレットやホームページ上に公開する。
- ・ 食品生命科学科では、JABEE 認定申請に必要な項目別の教育目標を定める。また、学生が最新の情報を利用できるよう実技を重視した情報関連講義を検討する。
- ・ 栄養生命科学科では、臨地実習の内容と職業意識を高めるため、県内外の優れた総合病院での実習を継続する。また、公衆栄養学の教育を改善し、広い視野と実践力を身につけさせるとともに、平成21年度の食事摂取基準の改定(食塩やエネルギーなどの摂取量の見直し)に伴い重要とされているライフステージ別の栄養支援のための力を身につけさせる実習科目を設ける。
- ・ 平成19・20・21年度の管理栄養士国家試験に関する評価を踏まえて学生に対する補講や模擬試験などの国家試験対策の充実と最新の情報提供を行う。

[国際関係学部]

- ・ カリキュラム検討委員会において、初年次教育及び履修モデル案を見据えたカリキュラム再編を検討する。
- ・ 入試制度検討委員会において後期入試制度の再検討を踏まえた入試改革案を確定する。
- ・ 英語力向上のためのアチーブメントテストを開発・実施するとともに、2年生必修科目「英語コミュニケーション」でのTOEIC対策や2年生全員を対象としたTOEIC-IPテスト受験を継続して実施する。

[経営情報学部]

- ・ 平成 21 年度までに確立した卒業研究に関する複数教員指導体制について検証を行うとともに、卒業研究能力の向上を目的として、現行カリキュラムにおける課題・問題の洗い出しを行い、平成 23 年度以降に実施する新カリキュラムに反映させる。
- ・ 低学年ゼミをより充実させ、1、2 年次に一貫して受講可能な体制を構築する。
- ・ 低学年ゼミにおいて、学生の進路意向調査を行い、その後の履修指導に役立てる。
- ・ 平成 21 年度までに策定した、学生に対する公務員試験対策を本格的に実施する。平成 23 年度以降に実施する新カリキュラムについては、従来以上に公務員志望学生のニーズを反映したものとする。
- ・ 日商簿記検定 3 級の合格率目標を 60%とする。日商簿記検定 2 級の受験を勧め、受験率の向上を図る。
- ・ 平成 21 年度までに策定した、学生に対する IT パスポート試験対策を本格的に実施する

[看護学部]

- ・ 平成 21 年度から実施している新カリキュラムの問題点を把握し、調整を図る。旧カリキュラムからの移行時につき、学生に不利益がないようにする。
- ・ 国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。

b 大学院課程

[薬学研究科]

- ・ 薬科学専攻博士前期課程を開設するとともに、カリキュラム整備と検証を行う。
- ・ 平成 24 年度に新たに開設する薬科学専攻博士後期課程（3 年制）及び 4 年制博士課程の薬学専攻（仮称）の研究・教育を担当する教員組織の検討を引き続き行い完成させる。
- ・ 生活健康科学研究科との連携強化とグローバル C O E のテーマである薬食同源を目指した教育研究を引き続き推進する。
- ・ 生活健康科学研究科と連携し、薬食生命科学総合学府（仮称）の設置を目指し、健康長寿科学専攻（仮称）（博士後期課程）の開設に向け検討、準備を進める。

[生活健康科学研究科]

- ・ 薬食生命科学総合学府（仮称）の設置を前提として、健康長寿科学専攻（仮称）（博士後期課程）の新設構想の検討を進める。

[国際関係学研究科]

- ・ 基礎学力の向上を図りながら、専門性の高いテーマに主体的に取り組める能力の養成及び実践的な専門的能力の養成等を目的としたカリキュラムの総合的な整備と改善を、修士課程改革委員会（カリキュラム検討委員会を統合）において進める。

[経営情報学研究科]

- ・ 平成 19、20 年度の成果を踏まえ、大学院生同士あるいは大学院生と複数教員、外部と連携して行うプロジェクト型研究プログラムの一層の推進を図る。

[看護学研究科]

- ・ 改訂カリキュラム及び助産師養成課程を実施の上、評価し、問題点を調整する。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 看護学科、社会福祉学科では、新カリキュラムの問題点を整理する。
- ・ 歯科衛生学科では、学習効率を高めるため、臨地実習の時期や方法について更に検討する。

- ・ 看護学科では、新卒者の国家試験合格に必要な学力の形成のために、補講や模擬試験を継続して行う。過去問題や解答解説等を収録したデータベースである「看護師国家試験問題 Web 法人サービス」の利用を促進する。
- ・ 歯科衛生学科では、模擬試験結果を分析して、学生にフィードバックする。

イ 卒業後の進路

- ・ 引き続き、キャリア教育の科目の開講、キャリア形成に係る講演会・セミナー等の開催、インターンシップの実施、学生の主体的活動を支援するシンポジウムの開催など、キャリア形成支援の事業を実施する。
- ・ 短期大学部においては、キャリア形成支援のための講座を充実させるとともに、開講時期や時間については、学生が出席しやすい条件を整える。
- ・ また、各学科において就職ガイダンスを開催し、学生の就職支援の充実を図る。
- ・ キャリア支援委員会を通してキャリア支援センターと各学部・研究科教員との連携強化を図るとともに、教職員を対象とした講習会を開催するなどにより、キャリア形成支援と就職支援を一体的に進めることの必要性に対する意識向上を図る。
- ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所がキャリア支援委員や学生委員等と学生の進路に関する情報の共有を図り、更に細やかな支援体制を整える。

ウ 教育の成果の検証等

(ア) 教育の成果の検証

- ・ 全学共通科目については全学的な観点から学生による授業評価を行い、学部専門科目については学部ごとの観点から授業評価を行う。また各学部・学科で国家試験・検定試験の結果を調査・分析し、教育の効果を検証する。
- ・ 短期大学部においては、学生による授業評価及び国家試験、模擬試験等の結果を調査分析し、担当教員にフィードバックし、講義・演習等の見直しに役立てる。
- ・ 卒業生や就職先等を対象に、教育の成果（評価）に係る意見を聞く機会を定期的に設ける。また、アンケート調査の実施方法等、今後の卒業生による評価の在り方、必要性について、引き続き検討する。
- ・ 短期大学部においては、教育の改善資料とするため、卒業生に対して教育内容に関するアンケート調査を実施し、経年比較を行う。

(イ) 卒業後教育の充実

a 静岡県立大学

- ・ 卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を行えるよう同窓会、ホームカミングデイ等を定期的で開催するほか、ホームページの充実を検討する。
- ・ フォローアップ教育に対する卒業生のニーズに合った研修等を実施する。

b 静岡県立大学短期大学部

- ・ 卒業生を対象とした研修会を実施するとともに、卒業後教育のあり方の検討を進める。

(2) 教育の内容等

ア 入学者受入れ

- ・ 各学部において入学を期待する学生像等の検討を継続して行い、学生募集要項、ホームページの内容を見直す。また、オープンキャンパスや大学見学、高校訪問、進学相談会を通じて入試広報活動を行う。
- ・ 短期大学部においては、ホームページの入試関連情報の充実を図るとともに、進学説明会に積極的に参加するなど、的確な広報に努める。
- ・ オープンキャンパス来場者にアンケートを実施し、オープンキャンパスの内容の改

善を図る。

- ・ 在学生による母校訪問を行い、高校教員や高校生に学生生活についての情報提供を行う。
- ・ 短期大学部においては、オープンキャンパスを充実させるとともに、橘花祭及び県民の日に合わせて、入試説明会及び学校見学会を実施し、来校者と在学生との交流場面を設け、入試情報やキャンパスライフに関する情報提供を行う。
- ・ 学部毎、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜方法の改善を図る。
- ・ 短期大学部においては、卒業生の成績について、入試選抜方法別に比較検討する。
- ・ 高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。また、県内・県外高校への訪問を計画的に実施する。
- ・ 問題の質の向上と過誤の防止のため、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会及び学外専門委員会）を適確に運営する。また、入試問題に対する高校教員との意見交換を行う。
- ・ 短期大学部においては、入試問題に係る過誤の防止と問題の質の向上を目的とし、学外委員を含めた新たな組織のあり方について検討を行う。

イ 教育課程

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 部局の理念に応じた教養科目の再構築に向けて、全学共通科目における学部の推奨科目を検討する。
- ・ 情報リテラシー教育に関しては、各部局の専門性を考慮して、各部局における情報リテラシー科目の一部に、統一的な教育コンテンツの導入を開始する。英語教育については、平成 21 年度末のマルチメディア LL 教室の新設に伴い、対話型コミュニケーションの活動を更に促進するテキスト並びに指導法を随時に導入し、その実践的な検証を開始する。

< 専門教育 >

[薬学部]

- ・ 実務実習カリキュラムを専門医療施設と連携して実施し、その教員指導型実習体制を検証する。
- ・ 事前実務実習カリキュラムを充実させるための教員配置を検証する。
- ・ 平成 23 年度の実習学生数増加に伴い、実務実習を実施する病院・薬局との最終調整を行う。

[食品栄養科学部]

- ・ JABEE 認定申請に備え、カリキュラムを更に整備する。
- ・ 短期語学研修プログラムについては、単位化の検討を行う。
- ・ インターンシップ制度の更なる充実を図る。
- ・ 栄養生命科学科は、実践で活躍できる管理栄養士の養成を進める。カリキュラムにある臨地実習のみならず、実践・応用面の充実を図るために、県立総合病院のほか、市内の病院や福祉施設との連携を強化する。

[国際関係学部]

- ・ 履修モデル案を作成するための基礎作業として、学部・学科共通科目の再検討、選択必修科目である地域言語の位置づけ、初年次導入教育の方向性の確定等を行う。

[経営情報学部]

- ・ 平成 23 年度実施に向けた新カリキュラム案の作成において、地域社会の抱える地

域医療、高齢者介護等の諸問題を発見し解決する能力を育成することに資するよう、公共系の科目の充実を図る。

- ・平成 21 年度に引き続き、企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を通じ、広く社会に目を向けた実践的教育活動を実施する。

[看護学部]

- ・平成 21 年度から実施している新カリキュラムの問題点を把握し、調整を図る。旧カリキュラムからの移行時につき、学生に不利益がないようにする。

b 大学院課程

- ・単位互換制度・連携大学院については現在の制度を継続して実施する。各研究科で必要性に応じたインターンシップを実施する。

[薬学研究科]

- ・県立総合病院内の薬学教育研究センターでの臨床研究及び研究教育の実施体制を検証する。
- ・平成 20 年度に文部科学省に採択された名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業に基づき、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携を引き続き実行する。
- ・薬科学専攻博士前期課程を開設し、指導的立場の人材の育成を目指した教育・研究指導プログラムを実施するとともに検証を行う。

[生活健康科学研究科]

- ・食品栄養科学専攻においては、引き続き、科学英語教育、臨床栄養実践指導者による管理栄養士特別インターンシップ、連携大学院制度、米国における臨床栄養エキスパート演習の充実を図る。
- ・環境物質科学専攻においては、平成 21 年度に作成したフィールドワークを含む新カリキュラムを実施する。インターンシップについては、受け入れ先を増やして更に充実させる。また、県試験研究機関等との連携大学院制度を更に活用し、フィールドワークにおいても連携を図る。

[国際関係学研究科]

- ・現職教員のための特別プログラム（「英語及び国語教員免許取得者のキャリアアップ支援のためのカリキュラム」）の開設等について検討し、英語及び日本語教育インターンシップ・プログラムの更なる充実を図る。
- ・修士論文作成のための留学生向け日本語講習と文献検索特別講習を継続して実施する。
- ・研究科付属の三研究センターを中心として、共同研究、シンポジウム、ワークショップ、講演会等を随時実施する。
- ・研究センター主催の研究活動への学生の参加を促進する。

[経営情報学研究科]

- ・平成 23 年度の新カリキュラムについて、引き続き詳細な検討を継続する。公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育を推進するため、公共系の科目の中で、中央省庁の現役公務員による特別講義を組み込む。
- ・博士後期課程の設置に伴う経営情報イノベーション研究科（仮称）への改編準備を行い、充実した教育体制の構築を図る。
- ・経営情報学研究科の教育と社会人学習講座との連携を推進する。

[看護学研究科]

- ・改訂カリキュラム及び助産師養成課程を実施の上、評価し、問題点を調整する。

- ・平成 21 年度に作成したフルタイムの学生とパートタイムの学生との時間割上の調整案を実施し、評価する。
- ・大学院生の研究活動に協力が得られるよう、県立静岡がんセンターとの連携に関する協議を継続する。
- ・専門看護師(CNS)コースを選択する学生の募集に努める。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・看護学科、社会福祉学科では、新カリキュラムの問題点を整理する。
- ・歯科衛生学科では、平成 21 年度卒業生に対して、臨地実習に関するアンケートを実施し、より学生にとって充実した臨地実習になるよう問題点を整理する。
- ・社会福祉学科社会福祉専攻では、実習先の職員を対象にした実習懇談会を開催する。

ウ 教育方法

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・引き続き、実験・実習、ゼミ、語学教育で少人数型授業を実施する。
- ・シラバスに授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法を明示し、ホームページ上で学内外に向けて公表する。
- ・学習アドバイザー制度を充実させ、各学部の状況に適した学習相談体制を整備する。
- ・各学部の教育目的と必要性に応じたボランティア活動・インターンシップを授業やその他の教育活動に取り込む。

b 大学院課程

- ・各専攻分野に適応した研究プログラムの追加・改訂を進めるとともに、フィールドワークやインターンシップの実施先の拡大を図り、より充実した実施体制を整備する。
- ・大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野に複数指導体制を導入し、実行する。
- ・研究成果の発表や学会・研究会へ参加することの意義を、大学院生により理解させる方策を検討・実施するとともに、経済的支援体制の構築に向け検討する。
- ・各研究科で、特徴ある研究を実施し、その研究内容・成果の公表を積極的に進め、国内外の研究機関などとの共同研究を促進することにより、学生にとって有益な研究経験が得られるような支援体制を整備する。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・実習科目を効果的に実施するための生徒数と教員数の割合等について検討する。
- ・学習アドバイザーの機能を併せ持つチューターによる少人数教育について、更に充実させるための方策を検討する。
- ・シラバスの成績評価に関する記載について、表現例を示し、より具体的な情報を学生に提供する。また、目的・目標の記載方法について、モデル例を検討し、教員に提供する。
- ・学生委員との連携を進め、学習アドバイザーの機能を併せ持つチューター制度の整備・活用を進める。

エ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページで学内外に向けて公表する。それに基づき、成績評価を行う。

- ・平成 21 年度に各部局で実施した成績評価に関する研修会の成果について、全学共通科目の評点のばらつきを分析し、検討する。
- ・教務委員会内に設置した成績評価基準検討部会で評価区分について検討を行う。
- ・成績優秀者に対する表彰を継続して実施する。奨学金の提供について、企業・団体に協力を要請する。学部 1 年生または 2 年生の成績優秀者を表彰するとともに奨学一時金を支給する。

b 大学院課程

- ・全研究科でシラバスに記載された授業の到達目標、成績評価方法を公表し、実行する。また、問題点があれば修正を促す。
- ・修士論文や博士論文の審査基準を明確にし、学生に周知するとともに、公表する。
- ・成績優秀者、学術研究活動等の客観的かつ適正な評価法に基づく優秀者に対する表彰制度を構築し、「学長賞」等の授与を行う。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・学務情報システムを一層活用し、学生からの意見も取り入れる指導方法の定着を図ることを教員に促すとともに、必要な情報を伝達する。
- ・シラバスに到達目標を表示することについて、目標の示し方の統一性など、実施に向けた具体的検討を行う。
- ・表彰該当者を選出するための評価方法を学生に提示できるよう引き続き検討する。
- ・表彰制度について後援会等関係機関を含めた拡大策について検討する。

教育の実施体制等

ア 教職員の配置

- ・教務委員会内の管理部会で専攻・専門分野に必要な教員の充足状態を把握する。教務委員会で四大・短大を含めた教員人事の報告をして授業科目に必要な教員の充足状態を把握する。
- ・短期大学部においては、学科間における教員の相互活用について、更に検討する。
- ・教員評価制度を踏まえた学部間及び短期大学部との教育協力を実施する。静岡文化芸術大学の教員との教育協力の連携確保を検討する。
- ・短期大学部においては、学内教員の相互交流の拡大を図るとともに、2 キャンパス間の移動の負担を軽減する方策を検討する。
- ・県や国及び先進的な研究機関・民間企業等から講師を招聘する。県の施策を理解する上で有益な講義を新たに設定するため、準備を進める。

イ 教育環境の整備

- ・講義が支障なく実施できるよう、視聴覚機器等の整備・点検を計画的に行う。
- ・実習室や学生実験室への空調設備の設置を行う。
- ・短期大学部においては、講義室等の空調設備、視聴覚機器等の設備の整備及び点検を計画的に進める。
- ・利用者ニーズに対応した 2 キャンパス間の図書館機能の充実について検討する。
- ・薬学部の長期病院実習開始にあたり、県立総合病院内に貸出端末を導入し、学生が図書館資料を活用しやすい環境を整備する。
- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコン等の追加・更新を実施する。また、必要に応じて既存の実習室の統合、新設、拡充を引き続き行う。
- ・増強したネットワークの使用状況を継続的に調査する。また、必要に応じて光ケーブルの更新又は回線に付随するネットワーク機器を更新する。

ウ 教育活動の評価及び改善

(ア) 教育活動の評価

- ・ 教員の自己評価項目や教員相互の授業評価について、より適切な内容・実施体制を検討する。
- ・ 学生による授業評価の適切な活用法を検討する。また、教員の自己評価や教員相互の授業評価の進捗状況をも踏まえ、教育の質の改善に活かせるシステムの構築・改善を行う。
- ・ 同窓会、ホームカミングデイ等を定期的で開催するほか、ホームページの充実を図り、卒業生等から学部・大学院教育に対する意見・要望等を聞く機会を設ける。
- ・ 短期大学部においては、卒業生による就職ガイダンスを実施し、卒業生とのコミュニケーションの場を確保するとともに、同窓会を活用した情報ネットワークづくりを進める。

(イ) 教育力の向上

- ・ シラバスの標準化を行うとともに、多様で効果的な授業形態、学習指導方法等の開発プロジェクト等を支援する。
- ・ 全学及び学部・研究科のFD委員会を定期的で開催し、組織的なFD活動を行う。
- ・ 教員相互の公開授業を促進するとともに、授業改善に向けてのフィードバックシステムを検討する。

学生への支援

ア 学習支援

- ・ 教員と連携しながら、学習用図書資料の整備や学術文献利用講習会の開催に努める。
- ・ 学生・院生の学習・研究支援のため、県立大学附属図書館の開館時間の延長を検討する。
- ・ 一般教育棟カレッジホールへ照明灯を設置し、学生の自習環境の改善を図る。
- ・ 学生による施設の効率的な予約利用等、学務情報システムを活用した自主的学習を支援する。
- ・ 短期大学部においては、更に学生の自主的学習を支援するための方策を検討する。
- ・ 障害のある学生の要望を聞き、学習環境の一層の改善に努める。
- ・ 留学生の相談に積極的に対応するとともに説明会・交流会を実施する。留学生を支援するパートナーとしての日本人学生を配置する。
- ・ 高等学校での選択科目の未履修に伴う学力不足を補う必要がある学部で補充学習を実施する。

イ 生活支援

- ・ 新型インフルエンザなどの流行に備えるよう健康支援センター内の環境整備を図る。
- ・ 慢性疾患を有する学生のサポートを強化する。
- ・ メンタルヘルス相談を充実させる。
- ・ 引き続き、各種の財団及び企業等からの奨学金の確保に努める。
- ・ 平成 21 年度の検討内容に従い、学部の個別指導体制を充実させ、研究科では複数教員による相談体制を実現する。
- ・ 短期大学部においては、チューターと学生委員が専門家と連携し、学生の生活支援を行う。

ウ 就職支援

- ・ キャリア支援センターが、就職情報の収集と提供、各種の就職ガイダンスの実施やキャリアアドバイザーによる相談など、就職に関するサービスを引き続き提供するとともに学部・研究科のカリキュラムを活用した資格取得を支援する。
- ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所が中心となって、就職や進学に関するサービスの充実を図る。
- ・ 就職・進学等の状況の的確な把握に基づいた進路選択の支援を継続する。
- ・ 卒業生が就職している企業を訪問する見学会、卒業生との面談会、卒業生による講演会等を引き続き実施し、企業等の情報を入手する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向と水準

ア 社会の発展に貢献する研究の推進

(ア) 静岡県立大学

《重点目標として取り組む領域》

[全学的に取り組む領域]

- ・ グローバル COE プログラムの教育研究を推進する。

[薬学部、薬学研究科]

- ・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究を継続して推進する。
- ・ 生体内機能分子を標的とした創薬・育薬に関する研究を継続して推進する。

[食品栄養科学部、生活健康科学研究科（食品栄養科学専攻）]

- ・ 食品の安全及び機能に関する問題を農林水産業と関連づけて研究を行う。
- ・ 食と健康に関する問題を細胞学あるいは生理学の立場からの解明に向けて研究を行う。

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ 現代韓国朝鮮研究センター及び広域ヨーロッパ研究センターそれぞれにおいて、共同研究、シンポジウム、ワークショップ、講演会等を随時実施する。
- ・ 県及びシンクタンク、他の研究機関と連携しつつ、多文化共生社会を視野に入れた言語・文化の調査研究を継続して実施するとともに、グローバル・スタディーズの調査研究を推進する。

[経営情報学部、経営情報学研究科]

- ・ 県内の地域（地場）産業についての研究調査に加え、主力製造業に関する調査を実施する。
- ・ 地域伝統産業及び輸出製造業の再活性化や競争力強化に関する政策提言をまとめる。
- ・ 平成 21 年度に引き続き、教育支援システムの研究開発を継続し、得られた成果を学会等で発表する。
- ・ 地域ケア推進施策の現状を把握することをねらいとし、特に介護保険制度改定後の地域包括ケア体制の実態を把握するため、地域包括支援センターの活動及び連携実態を把握する調査研究を行う。
- ・ 公共政策分野におけるイノベーション的側面から研究を実施する。

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 引き続き、学生と地域住民が意見を交換する機会を設け、交流方法の課題を抽出し、ケア開発・実践センター（仮称）の構想検討時の資料とする。

[環境科学研究所、生活健康科学研究科（環境物質科学専攻）]

- ・平成 21 年度に引き続いて、地域環境の諸問題の解決を目指した研究を実施するとともに、静岡大学、東海大学との連携による静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会を母体にして、県域をフィールドとする三大学による共同研究を検討する。
- ・平成 21 年度に引き続いて、静岡県環境衛生科学研究所等との連携を図りながら、持続可能な社会の実現を目指した研究を実施するとともに、学内におけるエコキャンペーンを推進する。

(1) 静岡県立大学短期大学部

《重点目標として取り組む領域》

- ・社会的弱者の健康・保健・福祉における支援に関する研究を継続して推進する。
- ・震災時の看護・歯科保健・福祉に関連する研究を推進する。

イ 広範な研究の推進

- ・国内の研究機関と連携協力し、共同のセミナー等を開催する。
- ・科学研究費補助金の採択件数の増加のため、各部局ごとの採択実績を公表するほか併せて研修会を実施する。

研究実施体制等の整備

ア 研究者の配置

- ・必要に応じて研究実態に即した研究者の柔軟な配置を行う。
- ・客員教授の積極的な活用による企業等との共同研究を推進する。
- ・ティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度、ポスドク制度を引き続き実施し、若手研究者の研究の活性化を推進する。

イ 研究環境の整備

- ・電子媒体資料と学術文献資料について、引き続き系統的整備を図る。
- ・本学教員の知的生産物を保存・蓄積し、有効活用を図るため、機関リポジトリの試行的導入について検討する。
- ・教育研究機器整備計画に基づく優先順位に従い、共同利用機器の更新を進める。
- ・外部資金の間接経費の趣旨を踏まえ、研究環境の改善、整備に資するよう効率的執行を図るとともに、全体予算の中で共同利用機器の整備・運営費への充当システムの構築に向けて検討する。

ウ 知的財産の創出・活用等

- ・産学官連携推進本部において、知的財産の戦略的な創出、管理、活用と産学官連携による地域還元を推進する。
- ・知的財産の出願・管理体制を引き続き充実させるとともに、県内大学、自治体等で構成する広域的な産学官連携支援組織である東海イノベーションネットワークを活用して、地域産業界に円滑に技術移転できる体制を強化する。

エ 研究活動の評価及び改善

- ・研究活動の恒常的な自己評価及び外部評価制度の導入について検討する。
- ・教員活動評価制度を試行するとともに、評価結果が研究者にインセンティブを与えるような活用制度（表彰・顕彰等）を検討する。
- ・研究費の配分について、重点研究分野、若手研究者育成等を考慮して配分するほか、更なる早期配分に努める。
- ・独創的かつ先進的な研究に対し外部評価制度を活用するとともに、部局・分野横断的プロジェクトへの重点配分を行う。
- ・USフォーラムや地域結集型研究開発プログラムの研究成果発表会等を開催し、学外の評価を受ける。

- ・ 研究成果を紹介する冊子を発行するほか、ホームページにも研究成果を積極的に公開する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

地域社会との連携

ア 推進体制の整備

- ・ 地域貢献のための全学的組織体制の構築に取り組む。

イ 教育を通じた地域貢献

- ・ 健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、地域との連携を推進する新たな拠点として、健康長寿地域連携センター（仮称）の設置を検討する。
- ・ 薬剤師の卒後教育プログラムを実施し、充実させる。
- ・ 管理栄養士に対する卒後教育を継続する。
- ・ 栄養士会の研修会に講師を派遣する。
- ・ 県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育に協力する。
- ・ 看護師の卒後教育プログラムを提供するためのケア開発・実践センター（仮称）の構想を検討する。
- ・ 短期大学部においては、次のとおり実施する。
- ・ 歯科衛生士会等の地域組織等と連携して、卒後教育セミナーや研修会、講習会等を開催すべく、協議・検討を行う。
- ・ 社会福祉専攻の卒業生を対象に社会福祉士国家試験の対策講座を実施する。
- ・ 介護福祉士国家資格の取得を目指す社会人対象に、厚生労働省指定の「介護技術講習会」を実施する。
- ・ 保育・看護資格保有者のキャリアアップのための「H P S（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）」養成講座を行う。
- ・ 社会人等の生涯教育・リカレント教育の拡充を図るとともに、他機関での社会人等の教育について協力する。

ウ 知的資源の県民への還元

- ・ 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財調査研究所、県舞台芸術センター、グランシップ及び民間団体と協力し文化事業を実施する。
- ・ 静岡県等と連携して、環境意識啓発及び環境教育を目的として、環境科学講座等を開催するほか、地域の小中学生等を対象とした研究体験教室等を実施する。
- ・ 医師会と連携して、地域の医療課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展と人材育成に寄与するための講演会等を実施する。
- ・ 公開講座については、年間延べ 16 回以上開催し、延べ人数で 700 人以上の参加を目指すとともに、講演会、シンポジウムを積極的に開催する。

エ 大学の防災拠点としての役割

- ・ 教職員及び学生の防災意識の高揚を図るため、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）を県とともに開催する。
- ・ 県や県立大、防災関係機関などで構成する「しずおか防災コンソーシアム」主催の土曜セミナーを開催する。
- ・ 関係機関と連携を図り防災関係資料の充実確保に努めるとともに、引き続き資料の紹介や有効活用を図る。
- ・ 大学施設の静岡市地域防災計画上の位置付けや自主防災組織による避難所運営のあり方等について、静岡市と情報交換や協議を行う。

- ・ 看護学部の教員・学生が地域の防災訓練に参加し、地域住民に対して講習を実施するなどの支援を行う。
- ・ 必要な防災用品について、計画的に購入し、備蓄に努める。
- ・ 短期大学部においては、近隣町内会の地域防災訓練での大学施設の使用を促進するとともに、日ごろから救援物資の備蓄・点検を行う。
- ・ 災害発生時に有効な大学各部局の知的・人的資源を活かし、実施可能な支援業務等について検討を行う。

オ 初等・中等教育の支援

- ・ 出前講座、オープンキャンパス及び県民の日の行事を引き続き実施するとともに、大学祭・夏休み等を利用して研究室の開放や科学教室を開催する。また、アンケート等を実施し、内容について検証、改善するとともに、地域の児童及び生徒に対する企画の充実を図る。
- ・ 静岡大学が主催する教員免許更新講習に講座を提供する。

カ 施設の開放

- ・ 地域住民を対象とした健康講座、健康度測定等を実施するとともに、地方自治体や公的団体等が計画する健康関連事業に対し、講師を派遣する。
- ・ 学内施設等については、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放に努める。
- ・ 学外者に対して、引き続き図書館施設の利用や資料の貸出等、積極的開放に努める。
- ・ 県内公共図書館、関係機関へ図書館広報誌を配布するなどにより、施設の利用促進を図る。

産学官の連携

- ・ 地域産業の活性化を図るため、大学等産学官連携自立化促進プログラムを活用し、本学の研究成果を技術移転するとともに、全学共通科目として「知財講座」を開設し、学生のみならず社会人聴講生も受入れることにより知的財産に関する人材を育成する。
- ・ 研究成果発表会を県内外で開催し企業ニーズと研究シーズの交流の場を積極的に設定する。
- ・ 展示会への出展、大学ホームページでの情報提供などの広報を行う。
- ・ 70件以上の共同研究、受託研究を獲得するため、学内教員への意識啓発、企業へのPRを推進する。

県との連携

- ・ 教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会への積極的な参加を促す。
- ・ フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核事業である地域結集型研究開発プログラム等の県プロジェクトに積極的に参画する。

地域の大学との連携

- ・ 既に実施している他大学との連携講義や単位互換制度を引き続き実施する。必要に応じて他大学との連携を拡充する。
- ・ 大学ネットワーク静岡などが主催する事業に参加し、県内他大学との協力・連携を進める。

県内の高等学校との連携

- ・ 県内高等学校の校長等との懇談会を開催し、情報交換を行う。
- ・ 県内外の高等学校を20校程度訪問し、進路担当教員及び高校生に対して、本学の入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、本学への要望・ニーズに関する聞き取

り調査を行う。

- ・ 短期大学部においては、高校訪問により、職業特性を明確にした上でニーズ調査を行う。
- ・ 公開授業・高校生の授業参加・出前講義を継続して実施する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

海外の大学等との交流

- ・ 海外協定校を中心に、研究・教育上の必要性を考慮した交流を拡充、推進する。
- ・ 交換教授制度の充実について検討する。
- ・ 引き続き海外からの研究者や学生の受入体制の整備、施設の確保を進める。
- ・ 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や研修員受け入れ等に協力する。

日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ

- ・ 学生の長期派遣留学及び受入の拡大に向け、協定校等との協議を進める。
学生室に設置した海外留学に関する展示資料の充実を図る。
- ・ 平成 21 年度に開設した日本語講座の検証を行い、より充実した日本語教育の推進を図る。
- ・ 海外協定校との大学院における共同研究指導体制を確立するため、学生の受入れ・派遣を推進する。

地域に密着した国際交流の推進

- ・ 外国の研究機関と県内地場産業に関わる研究協力を進める。
- ・ 地域の学術文化研究機関等と共同して国際会議等の企画、開催に努める。

法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置

1 業務運営の改善及び効率化

運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

- ・ 役員会を定期及び随時に開催し、機動的な法人運営を図る。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会においては、役員会や大学内の各機関との役割分担や連携を図りながら定期及び随時に開催し、効率的・効果的な組織運営を行う。

イ 効果的・戦略的な組織運営

- ・ 学部長と副学部長との連携により、リーダーシップを発揮した部局運営を行う。
- ・ 大学運営会議を定期及び随時に開催し、部局間の連携強化と機動的な大学運営を図る。

ウ 教員・事務職員の連携強化

- ・ 効率的な組織体制の構築を目指して、大学運営会議や各委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を促し、連携を強化する。

エ 学外意見の反映

- ・ 外部有識者、専門家から、引き続き大学運営に関する意見を聞く。
- ・ 一般県民からの意見・要望を大学運営に適切に反映させるための方策を検討する。

オ 内部監査機能の充実

- ・ これまで行った監査の項目、実施方法等の検討を行い、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行う。
- ・ 外部の専門機関の実施する研修会への参加や先進大学の調査等により、監査業務に従事する職員の専門知識及び技術の向上を図る。

教育研究組織の見直し

- ・ 博士後期課程新設(薬学専攻(仮称)、薬科学専攻)のための教員組織について検討する。
- ・ 大学院の教育研究の充実を図るため、薬食生命科学総合学府(仮称)の設置を目指し、健康長寿科学専攻(仮称)(博士後期課程)の開設に向け検討、準備を進める。
- ・ 国際関係学研究科博士後期課程設置について検討を継続する。
- ・ 経営情報学研究科については、博士後期課程を併せ持つ経営情報イノベーション研究科(仮称)に改編するための手続を進める。
- ・ 看護学研究科博士後期課程の設置について検討する。
- ・ 食品栄養学部栄養生命科学科の定員増を、時期を含めて検討する。
- ・ 平成 21 年度に引き続き、静岡大学、静岡産業大学と連携し、連携大学院に関する調査及びコンセプトの策定を行う。
- ・ 教育研究組織将来計画委員会看護教育拡充専門委員会において、看護教育拡充計画に関する具体案を検討する。
- ・ 短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について教育行政の動向及び受験生ニーズ等の把握に努め、引き続き教育や組織のあり方について検討する。
- ・ 教育研究組織の見直しについて経営審議会及び教育研究審議会で審議するとともに、見直しの進捗状況に応じて必要な各種ニーズ調査等を行う。

人事の適正化

ア 戦略的・効果的な人的資源の活用

(ア) 教職員にインセンティブ(動機付け)が働く仕組みの確立

- ・ 事務職員の評価、表彰、顕彰制度導入について検討する。
- ・ 教員活動評価制度を試行するとともに、評価結果の取扱等について検討する。

(イ) 全学的視点での任用

- ・ 原則として、教員の採用は公募により行う。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が指名する委員による教員人事委員会により、公正性、透明性、客観性が確保される任用を行う。

イ 弾力的な人事制度の構築

- ・ 助教の任期制(任期付き採用)の全学への導入を推進する。
- ・ 教職員が大学や社会により貢献できるよう兼業制度を見直し、適切な運用を行う。
- ・ 教員の勤務実態と法制度を勘案し、育児部分休業等必要に応じて勤務形態を見直す。
- ・ サバティカルイヤー制度導入の検討を行う。

事務の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

- ・ 参加した研修の効果や大学運営に必要な最新の知識の習得機会の提供といった観点から、SD 研修年度計画を検証し、必要に応じて改善を図る。
- ・ 事務処理方法の見直しなどを行い、外部委託や人材派遣等アウトソーシングを活用して効率的な事務処理を行う。
- ・ 図書館業務の効率化を図り利用者サービスの向上に努める。

イ 事務組織の見直し

- ・ 出納業務においては、事務処理に関するマニュアルを作成し、事務の効率化を図る。

2 財務内容の改善

自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

- ・ 他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成 21 年度と同じ金額に設定する。

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

- ・ 外部資金の獲得に向けて各種の研究助成金制度について、教員に情報提供する。
- ・ 企業等学外向け成果発表会を実施し受託共同研究の獲得を促進する。
- ・ 短期大学部においては、教員に取組状況等のデータを公表し、更なる取組みを促す。
- ・ 各種研究助成金についての情報を公開する。
- ・ 科学研究費補助金の申請説明会への出席を促す。
- ・ 各種外部資金の情報を正確に伝える。
- ・ 部局別の外部資金の獲得状況を公開するとともに平成 22 年度における部局別の件数、金額の目標を作成する。
- ・ 地域社会のニーズに応じた研修会や公開講座、リカレント教育プログラムを計画、実施し、適切な事業収入の確保に努める。
- ・ 短期大学部においては、「離退職保育・看護資格保有者のキャリアアップのための「HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）」養成教育プロジェクト」について、社会人専門講座と位置づけ、受講料の徴収を検討する。

予算の効率的な執行

- ・ 既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の維持向上に繋がる事業に対して、財務状況を見ながら計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・ 事務の効率化、経費削減を考慮し、複数年契約を導入する。
- ・ 業務委託については、契約年数等を見直し、更なる経費節減に努める。
- ・ ESCO 事業は、引き続き効率的な運用に努める。
- ・ 年度別・棟別の光熱水費の使用状況のデータを整理・分析し、更なるコスト意識の高揚を図る。

資産の運用管理の改善

- ・ 資金運用方針に基づき、法人の余裕資金を安全・確実かつ効率的に運用する。
- ・ 学務情報システムにより、利用状況のデータを分析し、すべての施設の更なる有効活用を図る。
- ・ 研究機器等の共同利用システムに基づいて研究機器等の共同利用を推進する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実

- ・ (財)大学基準協会の認証評価結果に基づき、改善を実施する組織体制について検討する。
- ・ (財)大学基準協会の認証評価結果に基づき、教育研究活動及び業務内容等の改善方法を検討する。

2 情報公開・広報等の充実

情報公開の推進

- ・ 条例に基づく実施機関として、積極的な情報公開を行う。
- ・ 教職員を対象に情報公開に関する研修会を実施する。

広報の充実

- ・ 県立大学及び短期大学部の教職員及び学生の情報を集約し積極的に情報発信する体制を整備する。
- ・ 県立大学及び短期大学部のそれぞれについて、各学部・学科の広報、入試広報、就職広報等の実情を踏まえた平成 23 年度広報計画を策定する。
- ・ 各学部・研究科による受験実績及びオープンキャンパス結果の分析等を踏まえ、広報対象（受験生像、広報地域等）について検討する。
- ・ 広報の目的に応じ、対象を意識した印象的で説得力のある効果的な広報を実施する。また、学内情報誌「はばたき」の発行目的を明確にし、発行回数及び時期を見直す。
- ・ 大学案内(総合版)をリニューアルするとともに、各学部独自に作成している案内冊子について今後の方向性について検討する。また、公式サイトにおいて、動画や図を活用し、よりわかりやすく情報発信をする。

個人情報の保護

- ・ 条例に基づく実施機関として、個人情報保護の業務を行う。
- ・ 教職員を対象に個人情報の保護に関する研修会を実施する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置

1 施設設備の整備・活用等

- ・ 中長期修繕計画に基づき、緊急性の高いものから継続して、整備、修繕する。
- ・ 平成 21 年度に実施した利用状況等の調査結果を基に施設有効活用委員会等で施設・設備の有効利用について検討する。
- ・ 利用者ニーズに対応した、施設・設備の活用について検討する。
- ・ 引き続き、施設・設備のユニバーサルデザイン化を推進する。

2 安全管理

安全管理体制の確保

- ・ 学生・教職員の健康保持等のため、健康診断を実施する。
- ・ 教職員及び学生の安全確保のため、引き続き局所排気装置等の整備を進める。
- ・ 安全衛生マニュアル作成に向けて、引き続き検討する。また、教職員の「安全」又は「衛生」をテーマに講習会を開催する。
- ・ 薬品管理システムのバージョンアップを必要に応じ実施する。また、毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るとともに、教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。
- ・ 地域、近隣大学、下宿・アパート業者との情報交換を継続的に実施して学生が安心して生活を送ることができるような環境づくりに努める。
- ・ 短期大学部においては、地域交番等との連絡を密にして、学生生活の安全確保に一層の配慮をする。

防災体制の確立

- ・ 消防計画に基づき、自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施など、学内の防災体制の整備を図る。
- ・ 近隣住民を含めた県民を対象に、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）の共催や「しずおか防災コンソーシアム」主催の土曜セミナーを開催する。
- ・ 消防計画に基づいた自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施にあたり、所轄消防署との連携を図る。

3 人権の尊重

- ・ ハラスメントに関するガイドラインや規程を整備し、対策の充実を図る。
- ・ ジェンダーやマイノリティに関する全学共通科目を引き続き開講するとともに、講演会を開催し広く学生に啓発する。
- ・ 相談制度を学生に周知するとともに、引き続き、関係部局・学生室と健康支援センター（相談室）の情報交換を継続的に実施し、相談制度を充実させる。保護者に対しても文書を配布して相談制度を周知する。
- ・ 各種ハラスメント資料や人権尊重資料の充実及び広報に努める。

その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
別紙参照

2 短期借入金の限度額

（１）限度額 １３億円

（２）想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として
借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

知事から経営努力の認定を受けた剰余金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善
に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

（１）施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
大規模施設改修	80	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

（２）人事に関する計画

- ・ 教員については、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保のうえ、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

収支計画

平成 2 2 年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,498
経常費用	7,498
業務費	6,172
教育研究経費	1,128
受託研究等経費	534
人件費	4,510
一般管理費	1,063
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	263
臨時損失	0
収入の部	7,498
経常利益	7,498
運営費交付金	4,749
授業料収益	1,559
入学金収益	186
検定料等収益	60
受託研究等収益	534
寄附金収益	73
財務収益	1
雑益	73
資産見返運営費交付金等戻入	84
資産見返物品受贈額戻入	143
資産見返寄附金戻入	36
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,070
業務活動による支出	7,245
投資活動による支出	280
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	545
資金収入	8,070
業務活動による収入	7,383
運営費交付金による収入	4,748
授業料及び入学金検定料による収入	1,910
受託研究等収入	534
寄附金収入	118
その他の収入	73
投資活動による収入	141
施設費による収入	130
その他の収入	11
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	546